

「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

平成 21 年 5 月 8 日
あずさ監査法人

平成 21 年 4 月 10 日付で公表されました「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 無償で排出枠を取得した場合の会計処理について（4（3））

無償で取得した排出枠とは別に、他者から購入した排出枠も保有している場合に、排出枠の償却（注 11）に伴い、排出枠を会計処理するときの順序として、他者から購入したものから償却・費用化したものとするのか、又は無償で取得したものから償却したものとするのか、どちらになるのかを明らかにしていただきたい。

排出枠を第三者へ売却した場合に、まず他者から購入した排出枠を売却したものとみなす旨の取扱いがあるので、償却・費用化における会計処理の方法についても取扱いを明確にしたほうがよいと思われる。

以上

(別紙)

排出権勘定

| | |
|----------------|-----------------|
| 無償取得 100t 0円 | 自社利用排出権 105t ?円 |
| 有償取得 10t @100円 | |
| | 排出権 5t ?円 |

無償で、100tの排出権を取得し、他人より、有償で10tを@100円で購入。
 自社利用した、排出権量が105tの場合に、自社利用排出権をどのように費用化するか。

この費用化する自社利用排出権について、無償取得分から優先的に100tを償却し、有償取得部分の5tを償却・費用化するのか、有償取得分から優先的に10tを償却・費用化し、無償取得分95tを償却するのか

最終的に償却等費用化する際の順序として、売却した場合には、他社から購入した排出枠を売却したものとみなす旨の取扱い(4(3)①、②)があるが、償却等費用化に関する取扱い4(1)の論点において、どの部分を費用化するか明確にはされていない。